

(添付資料2) 設計・建設段階におけるモニタリング

第1 総則

1. 基本的な考え方

事業者は、自らが確認及び管理（以下「セルフモニタリング」という。）することを前提に、要求水準書、事業者が提案した業務内容・業務水準（以下「要求水準等」という。）に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を示したモニタリングの実施計画書（以下「要求水準等確認計画書」という。）を策定し、市の確認を受ける。

事業者は設計・建設業務モニタリング責任者（以下「モニタリング責任者」という。）を定める。モニタリング責任者は、統括管理責任者や業務責任者との兼務も可能とする。設計業務、建設工事監理業務、建設業務の履行に伴って作成する各提出書類及び施工状況を基に、各業務の履行について「要求水準等確認計画書」に従い確認を行い、その結果を市に「要求水準等確認報告書」として提出し報告を行う。

市は、事業者の報告に基づき、すみやかに確認を行い、事業者の提出する各提出書類、基本設計図書、実施設計図書、工事監理報告書及び施工状況等を基に、要求水準等の内容を満たしているかを確認する。

また、市は必要と認めた場合は、施工状況の重点的な確認（以下、「中間確認」という。）を行う場合がある。

2. モニタリングの対象業務

ア 設計業務

イ 建設工事監理業務

ウ 建設業務

第2 各段階の確認方法

1. 設計段階のモニタリング

(1) モニタリング責任者によるセルフモニタリング

モニタリング責任者は、設計企業等により実施する設計業務を、「要求水準等確認計画書」に基づきセルフモニタリングを行い、その結果を「要求水準等確認報告書」として取り纏め、市に提出し報告を行う。

セルフモニタリング項目の策定にあたっては、以下の点に留意すること。

- (ア) 要求水準等として規定された各項目について、具体的な性能基準・仕様等を体系的に整理すること。

- (イ) 具体的な性能基準・仕様等が要求水準等を満足すると考える根拠等について必要に応じて記載すること。
- (ウ) 要求水準等で示す、設計と条件に関連する法令（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。）及び基準（例えば、建築物総合環境性能評価システム等）等から本事業に関わる各項目を体系的に整理すること。

(2) 市によるモニタリング

市は、提出された「要求水準等確認報告書」及び各種図面等をもとに、モニタリング責任者が実施するセルフモニタリングのプロセスと結果の妥当性及び、各種設計図書等が要求水準等を満たした内容となっているかについて確認する。

市は以下の観点でのモニタリングを実施する。

- (ア) 設計企業等により実施する設計業務のプロセスが適切であるか否かの確認
- (イ) 各種設計図書の作成段階において要求水準等が、的確に設計仕様に反映されているかの確認
- (ウ) 基本設計及び実施設計の最終段階及び各種設計図書の提出時に、仕様化された内容が要求水準等に対する市の解釈に適合したものとなっているかの確認
- (エ) その他、事業者が市へ提出する書類等の内容が適切であるかの確認

2. 建設段階のモニタリング

(1) モニタリング責任者によるセルフモニタリング

モニタリング責任者は、建設企業等により実施する建設業務及び工事監理企業により実施する工事監理業務について、「要求水準等確認計画書」に基づきセルフモニタリングを行い、その結果を「要求水準等確認報告書」として取り纏め、市に提出し報告を行う。

なお、建設業務及び工事監理業務の「要求水準等確認計画書」策定にあたっては、事業者が品質及び性能基準等の内容の確保について検証可能な項目の他に、特に以下の点を十分に確認できる内容となっていることに留意すること。

- (ア) 完工後の瑕疵発見が困難かつ構造上重要な事項（躯体状況等）
- (イ) 瑕疵があった場合の影響が大きい事項（重要な機械設備の出荷検査等）
- (ウ) 施設の安全性に直接関わる事項（天井の振れ止め等）
- (エ) 地域の環境保全に大きく影響を与える事項

モニタリング責任者は、各施工段階及び施工監理の状況について、定期的に市に対して報告を行うとともに、市が要請したときは、事前説明及び事後報告並びに各種状

況等の説明を書面及び写真等で行う。

(2) 市によるモニタリング

市は、提出された「要求水準等確認報告書」よりするセルフモニタリング結果の妥当性及び、各種計画書・報告書等の確認等により、要求水準等を満たした内容となっているかについて確認する。

具体的には、市は以下の観点でのモニタリングを実施する。

- (ア) 建設業務及び工事監理業務が適切になされているかプロセス等の確認
- (イ) 実施設計図書に示された内容が的確に施工に反映されているかの確認
- (ウ) その他、市に提出する書類等の内容が適切であるかの確認及び重要事項に関する中間確認を実施する。

なお、市は、現場の確認を行うことがあるが、これらをもってモニタリング責任者がその負うべき業務に関する責任を免れることはない。

3. 完工検査

モニタリング責任者は、各工事が完工した後速やかに、施工記録及び当該工事対象施設における検査記録等を含む完成図書を建設企業等に提出させる。また、工事監理者をしてこれを確認させ、その結果について市へ書面で報告を行う。

モニタリング責任者は、自己の費用と責任において、建設企業等による自主検査、工事監理者による完工検査を実施させるとともに、法令に基づく行政検査等を受け、自ら検査を行った上で市に対して、工事ごとに、完工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出する。なお、市は必要に応じて各検査への立会いを求めることができる。

4. 竣工検査

市は、モニタリング責任者が提出した「建設業務完了報告書」「目録」及び「引継書」等を受領し、速やかに検収を行う。

なお、モニタリング責任者は市の竣工検査に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、市に協力する。

5. その他建物引渡し後の必要な対応

モニタリング責任者は、建設工事の完工後、備品・情報システム等の全てが設置及び調整された状態で、要求水準等を満たしているか否かのセルフモニタリングを実施し、その結果を市に報告する。

6. 書類による確認

総括責任者は、下表の提出書類を、各段階ごとの提出時期までに市に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

	提出書類	提出時期
(ア)	要求水準等確認計画書	基本設計着手時
(イ)	要求水準等確認報告書	基本設計完了時, 実施設計完了時, 施工段階の主要な部位の施工後, 建設工事完了時

7. 実地における確認

ア 中間確認(施工状況の重点的な確認)

市は、施工期間中に、施工の各段階で必要と認めた場合には、事業者の業務内容が、設計書類又は要求水準等確認計画書に従っているかの確認を行う。

市は、特に以下の点を中心に確認を行う。

- (ア) 完工後の瑕疵発見が困難かつ構造上重要な事項（躯体状況等）
- (イ) 瑕疵があった場合の影響が大きい事項（重要な機械設備の出荷検査等）
- (ウ) 施設の安全性に直接関わる事項（天井の振れ止め等）
- (エ) 地域の環境保全に大きく影響を与える事項

なお、市は、必要に応じて、施工済部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

イ その他の確認

工事の特に重要な工程その他、市が必要と認める時は、市は実地における確認を行う。

第3 是正措置等

1. 注意

市は、第2. 各段階の確認方法 に定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、業務計画書や事業契約等に従って設計又は建設されていないと判断した場合は、口頭又は文書により事業者に対して注意することができ、事業者はこれに従い、是正を行うものとする。

注意後に、是正が確認されない場合は、文書による厳重注意を行うものとする。

2. 是正勧告

市は、嚴重注意を行っても是正が確認されない場合は、相当な猶予期間を定めて、事業者に対してその是正を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。

また、事業者の責めによりサービス対価の支払が遅れた場合に生じる一切の損失は、事業者が負うこととする。

3. 契約解除

市は、上記の再度の是正勧告を行い、これによっても是正が確認されない場合は、事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

また、予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に、市は、事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

◆ 設計・建設業務に係る是正措置等の流れ

